

# 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助制度

(令和4年4月1日施行)

※国・県等からの補助金又はこれに類する収入がある場合で、かつ、補助対象経費に充当される場合は、充当額を補助対象経費から差し引きます。

## (1) 商店街施設設置事業補助金

商店街の環境整備を図るため共同施設等を設置する場合、費用の一部を補助します。

### ① 対象経費

・ 設計費 ・ 工事管理費 ・ 本体設置等の工事費

### ② 補助の内容

対象団体	対象施設	補助金額	補助限度額
(1) 商店街振興組合	① 街路灯	(a) 中心市街地活性化基本計画に基づき実施する事業 ⇒ 2/3 以内  (b) 上記(a)以外の事業 ⇒ 1/3 以内	① 3,000 万円
	② アーケード		② 6,000 万円
	③ 駐車場		③ 3,000 万円
	④ 統一的看板		④ 500 万円
(2) 商店街振興組合 連合会	⑤ イベント広場		⑤～⑪ 3,000 万円
(3) 事業協同組合	⑥ ポケットパーク		
	⑦ 休憩所		
	⑧ 駐輪場		
(4) 任意商店会	⑨ トイレ		⑫～⑭ 500 万円
	⑩ アーチ		
(5) 商工会議所	⑪ ライトアップ施設		⑮ 3,000 万円
(6) 商工会	⑫ 放送設備		
	⑬ 案内板		
	⑭ 商店街シンボル		
(7) 街づくり会社	⑮ ストリートファニチャー		⑯～⑰ 500 万円
	⑯ 防犯カメラ		
	⑰ ①～⑯のほか市長が認めるもの		

## (2) 事業協同組合共同施設設置事業補助金

事業協同組合等が共同事業を行うため施設を設置する場合、費用の一部を補助します。

### ① 対象経費

・ 設計費 ・ 工事管理費 ・ 本体設置等の工事費

### ② 補助の内容

対象団体	対象施設	補助金額	補助限度額
(1) 事業協同組合 (2) 事業協同小組合 (3) 協同組合連合会	高度化事業計画に基づき設置する 生産・加工・販売・購買・保管・ 運送・検査・その他組合員の事業 に関する共同施設	20/100 以内	2,000 万円

### (3) イベント事業補助金

事業協同組合や商店街などが行う活性化イベント等に対して、費用の一部を補助します。

#### ①対象経費

- ・会場設営費（会場借上料を含む）
- ・宣伝広告費
- ・謝礼金（旅費を含む）
- ・警備委託費
- ・企画・運営に係る委託費（対象経費の 30/100 以内）

#### ②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
A (1)事業協同組合 (2)事業協同小組合 (3)協同組合連合会 (4)企業組合 (5)協業組合 (6)商店街振興組合 (7)商店街振興組合連合会 (8)酒造組合 (9)酒販組合 (10)環境衛生同業組合 (11)商工団体	次の①～③を全て満たすイベント等。 ①広く一般市民を対象として行うもの ②商工業の伸展に寄与することを目的とするもの ③業界全体に有益な効果を及ぼすものと市長が認める展示会、見本市またはこれらに類するイベント	50/100 以内  ※3 回目以降、同一イベントを開催する場合 ⇒ 30/100 以内  (補助対象外) 対象経費が 50 万円未満の場合。	250 万円
B (1)商店街振興組合 (2)商店街振興組合連合会 (3)任意商店会 (4)(1)～(3)のいずれかを構成員とする団体	商店街の活性化を図るため、広く一般市民の参加を求めて行うイベント	原則 4 回を限度。  ア) 初回・2 回目 ⇒ 50/100 以内 ※市または商店街の計画等に基づき実施 ⇒ 2/3 以内  イ) 3 回目・4 回目 ⇒ 30/100 以内  ウ) 5 回目以降 継続支援が必要と市長が認める場合（例：地域の歳時として定着しているもの） ⇒ 前年度補助額を限度  (補助対象外) 対象経費が 20 万円未満の場合。	50 万円  (ア※に該当する場合 100 万円)

#### (4)人材育成事業補助金

研修事業を主催する場合や、他の団体等の主催する研修事業に参加する場合、費用の一部を補助します。

①対象経費：研修事業等を実施するために要した以下の経費。

- ・参加に要する旅費
- ・参加負担金
- ・資料代
- ・会場借上料
- ・講師謝礼金（講師旅費を含む）

②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)事業協同組合 (2)事業協同小組合 (3)協同組合連合会 (4)企業組合 (5)協業組合 (6)商店街振興組合 (7)商店街振興組合連合会 (8)酒造組合 (9)酒販組合 (10)生活衛生同業組合 (11)環境衛生同業組合 (12)任意商店会 (13)商工団体 (14)街づくり会社	①研修事業を主催する事業	50/100 以内  (補助対象外) ①大半が業務に直接関係しない一般教養の向上、スポーツ、レクリエーションに類するもの ②大会、総会への出席が主たる目的、内容等である場合	①50万円
	②他の団体等の主催する研修事業に参加する事業		②20万円
中小企業者	③(独)中小企業基盤整備機構、県等の主催する研修事業に参加する事業		③10万円 ※同一の中小企業者につき1回限り

(5) 商店街空き店舗対策事業補助金

商店街を活性化するために空き店舗や空き地を利活用する場合、費用の一部を補助します。

《補助の内容》

ア. 賃借料補助（空き地または空き店舗）

対象団体	対象事業	補助金額	補助 限度額
(1) 商店街振興組合 (2) 商店街振興組合連合会 (3) 事業協同組合 (4) 任意商店会 (5) 商工会議所 (6) 商工会 (7) 街づくり会社 (8) 特定非営利活動法人 (NPO) (地元商店街と連携する 場合に限る)	<p>① 商店街コミュニティスペース運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街の空き店舗または空き地を集客力向上のためのコミュニティスペースとして利用する事業</li> <li>・ 休憩所、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場、多世代交流支援施設等</li> </ul> <p>② 新規創業者育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化基本計画策定区域内における商店街の空き店舗を起業者育成のため、創業支援店舗として利用する事業</li> </ul> <p>③ 商店街空き店舗誘致事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街が、商店街の活性化に寄与すると認められる空き店舗対策を行うため、自ら選定した事業者を誘致する事業</li> <li>・ 小売業、サービス業等（理美容業、クリーニング店、飲食店等を含む）</li> </ul>	<p>3年間を限度。</p> <p>1年目 ⇒ 2/3 以内 2年目 ⇒ 1/2 以内 3年目 ⇒ 1/3 以内</p> <p>3年間を限度。</p> <p>ア) 中心市街地活性化法または地域商店街活性化法の認定計画エリア内における新規創業者 1年目 ⇒ 2/3 以内 2年目 ⇒ 1/2 以内 3年目 ⇒ 1/3 以内</p> <p>イ) それ以外 1年目 ⇒ 2/3 以内 2年目 ⇒ 1/2 以内 3年目 ⇒ 1/3 以内</p> <p>※市単独補助の場合 1年目 ⇒ 1/3 以内 2年目 ⇒ 1/4 以内 3年目 ⇒ 1/6 以内</p>	<p>年 240 万円 (月 20 万円)</p> <p>※家賃額は月額 30 万円が補助対象上限額</p>

イ. 空き店舗改装費補助

対象団体	対象事業	補助金額	補助 限度額
ア. 賃借料補助の対象団体と同じ	商店街コミュニティスペース整備事業 ・ 商店街の空き店舗を集客力向上のためのコミュニティスペースとして整備する場合の改装事業	1/2 以内	400 万円

(6) 商店街施設維持管理事業補助金

商店街などが街路灯を維持・管理している場合、費用の一部を補助します。

① 対象経費：街路灯の維持管理に要する費用

- ・ 電気料金
- ・ 街路灯のメンテナンス、修繕費用

② 補助の内容

対象団体	対象施設	補助金額	補助 限度額
(1) 商店街振興組合 (2) 商店街振興組合連合会 (3) 事業協同組合 (4) 任意商店会 (5) 商工会議所 (6) 商工会 (7) 街づくり会社	商店街などが自ら維持・管理している 5 基以上の街路灯	30/100 以内	実績補助

## (7)社会課題・地域課題解決事業補助金

商店街等での社会課題・地域課題の解決や活性化に資する事業を実施する場合、費用の一部を補助します。

### ①対象経費

- ・会場設営費（会場借上料、賃借料含む）
- ・宣伝広告費
- ・謝礼金（旅費含む）
- ・警備委託費
- ・企画・運営に係る委託費（対象経費の 30/100 以内）
- ・空き店舗を活用する場合の改装費

### ②補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1)商店街振興組合 (2)商店街振興組合連合会 (3)任意商店会 (4)商工会議所 (5)商工会 (6)街づくり会社 (7)(1)～(3)の会員である 民間事業者 (8)特定非営利活動法人 (NPO) (9)公益目的事業を行うこ とを主たる目的とする 団体であって市長が認 めるもの	商店街等において実施され る社会課題・地域課題の解 決及び活性化に資する事業  ※実施する地区の地元商店 街等との連携を条件と し、審査会を経て決定す る。	2/3 以内	100 万円

### 【公益目的事業とは】

- ・地域社会の健全な発展を目的とする事業
- ・勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ・男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- ・文化及び芸術の振興を目的とする事業
- ・教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業など

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)に基づく。

## (8) チャレンジ企業応援補助金

地域資源を生かした新商品の研究開発、大学等の研究機関の研究成果を生かした新製品開発、斬新・独創的なアイデア等によるビジネスモデルの開発・試験運用など、新事業・新分野展開を図るにあたり、調査研究や試験的な実施を行う場合、費用の一部を補助します。

### ① 対象経費

- ・ 機械装置に係る経費
- ・ 試験依頼に係る経費
- ・ 原材料費
- ・ 調査・分析に係る委託費
- ・ その他市長が必要と認めた経費

### ② 補助の内容

対象団体	対象事業	補助金額	補助限度額
(1) 市内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者  (2) (1)の中小企業者が2分の1以上を占め、代表となっている団体（交付に関する手続き等は、代表の中小企業者が行うものとする。）	市長が認定した会津若松市チャレンジ事業	2/3 以内	100 万円